

所定様式「医師意見書」への御対応のお願い

武蔵村山市では、令和8年6月1日から、市内に居住する65歳以上（当該年度中に65歳になる方を含む）の方に対して、補聴器の購入費用の一部助成を行っています。

助成を受けるためには、耳鼻咽喉科医による診察・検査の結果、医師が補聴器を必要と判断すること、そして「医師意見書」の提出が必要です。

患者さまから別添の所定様式「医師意見書」の記入を依頼されましたら御対応くださるようお願いいたします。

1 助成要件の確認

必要な聴力検査を実施の上、以下に該当するか否か御確認ください。

- ① 両耳とも平均聴力レベルが40dB以上70dB未満である。
- ② ①の基準に当てはまらないが、補聴器装用の必要がある。
（例：平均聴力レベルが、右耳は40dB未満だが、左耳は40dB以上70dB未満であり、左耳に補聴器装用の必要が認められる場合など）
（障害者総合支援法により、補聴器に係る補装具費支給の対象となる方を除く）

2 医師意見書への記入又は不記入

○上記①または② のいずれかに当てはまる場合

助成の対象 ですので、「**医師意見書**」の**記入**をお願いします。

▶ 「医師意見書」の「医師の意見欄」への御記入・押印、およびオーディオグラム（写し可）の貼付（添付）をお願いします。

○上記①および② のいずれにも当てはまらない場合

助成の対象ではないため、「**医師意見書**」の**記入は不要** です。

▶ 「医師意見書」への記入はせず、意見書作成料は徴収されないようお願いいたします。